

令和7年3月4日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年1月29日開催の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より「医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いについて」に関して諮問され、当日、審議の上「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出された旨、ご報告申し上げたところであります。

この答申を踏まえ、今般、医療DX推進体制整備加算等の改定について、令和7年4月1日より適用する旨、添付資料のとおり、関係通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

関係通知では、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項」、「基本診療料・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い」、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」等が記載されております。

- ・施設基準に係る届出書添付書類において、
「電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期」欄が「削除」されました。
- ・診療報酬請求書等の記載要領において、「医療DX推進体制整備加算4～6」、
「在宅医療DX情報活用加算1～2」を算定した場合の記載要領が示されました。

診療報酬請求書等の記載要領

別表Ⅳ 診療行為名称等の略号一覧（医科）

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
19-4	A000	医療DX推進体制整備加算4 を算定した場合	医DX4	「初診」欄
19-5	A000	医療DX推進体制整備加算5 を算定した場合	医DX5	「初診」欄
19-6	A000	医療DX推進体制整備加算6 を算定した場合	医DX6	「初診」欄
20～807 (略)				
808	C001 C003	在宅医療DX情報活用加 算1を算定した場合	在DX1	「在宅」欄
808-2	C001 C003	在宅医療DX情報活用加 算2を算定した場合	在DX2	「在宅」欄

(詳細は別添資料をご参照ください。)

本件については、本会ホームページに掲載するとともに、3月発行の社会保険通報に掲載いたします。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

中医協 総-8-3
7. 1. 29

令和6年10月 ~ 令和7年3月

医療DX推進体制整備加算1 11点
医療DX推進体制整備加算1(歯科) 9点
医療DX推進体制整備加算1(調剤) 7点

(※) 初診時に所定点数を加算
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算2 10点
医療DX推進体制整備加算2(歯科) 8点
医療DX推進体制整備加算2(調剤) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算3 8点
医療DX推進体制整備加算3(歯科) 6点
医療DX推進体制整備加算3(調剤) 4点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和7年4月 ~

医療DX推進体制整備加算1(医科) 12点 (歯科) 11点 (調剤) 10点
医療DX推進体制整備加算2(医科) 11点 (歯科) 10点 (調剤) 8点
医療DX推進体制整備加算3(医科) 10点 (歯科) 8点 (調剤) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

医療DX推進体制整備加算4(医科) 10点 (歯科) 9点
医療DX推進体制整備加算5(医科) 9点 (歯科) 8点
医療DX推進体制整備加算6(医科) 8点 (歯科) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (※) 電子処方箋要件なし

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10~12月	令和7年1~3月	令和7年4~9月
利用率実績	令和6年7月~	令和6年10月~	令和7年1月~ ^{※2}
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15% ^{※1}

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
 ※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
 ※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

令和6年6月 ~ 令和7年3月

在宅医療DX情報活用加算(※) 10点
在宅医療DX情報活用加算(歯科訪問診療料) 8点

(※) 在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(I)の2、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和7年4月 ~

在宅医療DX情報活用加算1(医科) 11点 (歯科訪問診療料) 9点
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

在宅医療DX情報活用加算2(医科) 9点 (歯科訪問診療料) 8点
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (※) 電子処方箋要件なし

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001